

(別紙1) 利用料金表 【要介護認定を受けている場合】

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	以降 30分増す毎に
	1. 利用料金	1,670円	2,500円	3,960円	5,790円	840円
	2. うち、介護保険から給付される金額	1,503円	2,250円	3,564円	5,211円	756円
	3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	167円	250円	396円	579円	84円

生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
	1. 利用料金	1,830円	2,250円
	2. うち、介護保険から給付される金額	1,647円	2,025円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	183円	225円

☆身体介護中心であるサービスを行った後に引き続き、生活援助が中心であるサービスを行ったときは、最初の20分で670円(自己負担67円)、以降25分を増すごとに670円(自己負担67円)が加算されます(加算は最大2,010円まで)。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
- ・早朝(午前6時から午前8時まで): 25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで): 50%

☆上記のサービス料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

(例) 体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合

☆平成27年8月以降、基本単位数・加算に係る自己負担の割合は「自己負担割合証」記載された割合です。

その他の加算

- ・ 特定事業所加算Ⅱ

当事業所は介護福祉士を一定割合以上配置している特定事業加算Ⅱ該当事業所です。前記基本料金に、10%が加算されます。

- ・ 初回加算

過去ふた月に訪問介護を受けていなくて新規に訪問介護計画を作成したご契約者様に対して、サービス提供責任者がサービスを行ったり、同行したりした場合に加算されます。

- ・ 緊急時訪問介護加算

ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算されます。

- ・ 生活機能向上連携加算

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等とサービス提供責任者が同行して、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に加算されます。

その他の加算		初回加算 (月)	緊急時訪問 介護加算 (回)	生活機能向上 連携加算
	1. 利用料金	2,000 円	1,000 円	1,000 円
	2. うち、介護保険 から給付される金 額	1,800 円	900 円	900 円
	3. サービス利用に 係る自己負担額 (1 - 2)	200 円	100 円	100 円

※合計単位数の13.7%が処遇改善加算として、6.3%が特定処遇改善加算として、2.4%が介護職員等ベースアップ等支援加算として加算されます。

(別紙2) 利用料金表 【要支援認定を受けている場合・事業対象者】

サービスの 実施 頻度	<p>介護予防サービス計画において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護サービス相当計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。</p> <p>支給区分Ⅰ（事業対象者・要支援1・2） おおむね1回/週 支給区分Ⅱ（事業対象者・要支援1・2） おおむね2回/週 支給区分Ⅲ（要支援2） おおむね3回/週</p> <p>※利用者の状態の変化により、サービス提供量が介護予防訪問介護サービス相当計画に定めた実施回数、時間等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。</p>
-------------------	---

支給区分	Ⅰ (おおむね週1回)	Ⅱ (おおむね週2回)	Ⅲ (おおむね週3回以上)
1. 利用金額	11,760円	23,490円	37,270円
2. うち介護保険から支給される金額	10,584円	21,141円	33,543円
3. サービス利用に係る自己負担額	1,176円	2,349円	3,727円

☆月ごとの定額制となっているため、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- ・ 月途中で区分変更申請があった場合
- ・ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ・ 介護予防短期入所サービス等を利用された場合

その他、利用開始月及び利用終了月においては契約日及び契約解除日を起算日として日割り計算を行います。

☆平成27年8月以降、基本単位数・加算に係る自己負担の割合は「自己負担割合証」記載された割合です。

その他の加算

- ・ 初回加算

過去ふた月に訪問介護を受けていなくて新規に介護予防訪問介護計画を作成したご契約者に対して、サービス提供責任者がサービスを行ったり、同行したりした場合に加算されます。

- ・ 生活機能向上連携加算

訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等とサービス提供責任者が同行して、生活機

能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合に加算されます。

その他の加算		初回加算 (月)	生活機能向上 連携加算
	1. 利用料金	2,000 円	1,000 円
	2. うち、介護保険 から給付される金額	1,800 円	900 円
	3. サービス利用に 係る自己負担額 (1 - 2)	200 円	100 円

※合計単位数の 13.7%が処遇改善加算として、6.3%が特定処遇改善加算として
2.4%が介護職員等ベースアップ等支援加算として加算されます。